

令和5年度に尾道市立小中学校の特別支援学級で使用
する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の
規定による教科用図書の採択基本方針について

令和4年5月26日
尾道市教育委員会

1 採択基本方針

(1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本市の児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書を採択する。

その際、次の観点に基づいて、県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査研究を行う。

- ア 内容の特徴・程度
- イ 内容の構成・配列・分量
- ウ 内容の表現・表記
- エ 印刷・製本の状態

(2) 適正かつ公正な採択の確保

- ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期す。
- イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

(3) 開かれた採択の推進

- ア 採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表する。

2 方法、組織及び手続

教育委員会は、広島県教育委員会の指導、助言又は援助により、採択を行う。

(1) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

- ア 文部科学大臣の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用

図書の採択を十分考慮した上、小中学校の特別の教育課程を編成する場合に
検定済教科用図書を使用することが適当でない場合には学校教育法附則第9
条第1項の規定による教科用図書を採択する。

イ 各学校は、教科書選定会議を設置し、児童生徒の障害の状態及び発達段階
に適合した教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を採択権
者である教育委員会に提出する。